

常磐会学園大学・常磐会短期大学  
競争的資金等の使用に関する行動規範

この行動規範は、競争的資金等を使用するうえで本学構成員としての取り組みの指針を明らかにするものである。本学構成員は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

(法令の遵守)

1. 本学構成員は、研究の実施及び競争的資金等の管理、使用にあたり、関係法令、通知及び本学諸規則等を遵守しなければならない。

(研究活動)

2. 研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施及び報告等の過程において、誠実に行動し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存を徹底し、不正行為が起こらない研究環境の整備に努める。

(研究費の使用)

3. 研究者は、競争的資金の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、適切に使用する義務があること、使用に関するルールを理解し遵守することに努める。

(個人情報の保護)

4. 研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め、適正に取り扱う。

(差別の排除)

5. 研究者は、研究活動において、人権、性別、地位、思想、信条、宗教等により個人を差別せず、公平に対応し、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

(不正行為の是正義務)

6. 本学構成員は、不正行為が発生した場合、その是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、もしくは、行われたことを知った時は、それを放置せず、適切な措置をとらなければならない。

附 則

この規範は、平成28年6月6日から施行する。